

令和2年2月28日 衆議院財務金融委員会議事録（その2）

○田中委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス、これについて安倍総理にお伺いしたいと思います。お手元に資料をお配りさせていただいておりますが、今、この新型コロナウイルス、指定感染症とされておりますが、現在ある法律の中で新インフル特措法がございます。

これによりますと、対応がパッケージ化されておまして、物流から、いろいろなものに対応できるというような状況になっております。

今までの対応が、五月雨式、また場当たりのではないか、このような批判もある中で、新感染症に指定した上で、新インフル特措法への適用、これについて、安倍総理、今どのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○安倍内閣総理大臣

昨日の政府対策本部において私から、今後、新型コロナウイルス感染症の国内におけるさらなる感染拡大も懸念されるため、既存の各種対策の実効性を高めるとともに、感染拡大を抑制し、国民生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、必要となる法案について早急に準備するように指示をしたところであります。法案の内容については、新型インフルエンザ等対策特別措置法を参考に、早急に検討することとしています。

○日吉委員

今、参考にという答弁がありましたけれども、今までの対応、水際の対応が失敗しました。そして、あらゆるものが後手後手、後手になっている。こんな中で、これが蔓延してしまう、こういったことになったら、本当に取り返しのつかないことになります。

非常に難しい判断ではあるかとは思いますが、この新インフル特措法、これ自体の適用を慎重に検討いただきたいと思っておりますので、もう一度答弁をお願いします。

○安倍内閣総理大臣

既に、法定の感染症に指定をしておりますので、今言われたような新感染症、新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用するのは、これは難しいのではないかと判断をしておりますので、これを参考に、早急に検討することにしたい、このように考えているところでございます。

○日吉委員

手おくれになることがないように、しっかりと判断をしていただき、そして、国民の皆様がしっかりと予見できる、準備ができるような中で対応ができるような、そういった判断、対応をお願いしたいと思います。

続きまして、安倍総理の御地元の下関市立大学、これについてちょっとお伺いしたいと思います。

下関市立大学で、昨年、新しい特別専攻科、これの設置が問題になっております。教授会の意見を聞かなかつたり、教育研究審議会の審議を経ずにこの専攻科の設置を決定し、また、下関市長が推薦する教員を強引に採用してしまった、このような経緯がございます。

九割以上の教授、全教授の九割以上が反対の署名をし、かつ、弁護士さん四名が、違法ではないか、こういった意見書を提出しているような状況になっております。

こういった状況の中で、文科省さんは助言をしているというふうに言っていますけれども、意思決定に瑕疵があると言わざるを得ないと思いますので、安倍総理から、文科大臣に一度、しっかりと、この手続をやり直すように、文科大臣に総理の方から言っていただけないでしょうか。

○玉上政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）

お答えいたします。

まず、教授会の審議についてでございますが、学校教育法九十三条第二項では、学生の入学及び卒業、課程の修了、学位の授与、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものについて、学長が決定するに際して、あらかじめ教授会が意見を述べるものとしておりますが、この教育研究に関する重要事項として具体的にどのような事項について教授会の意見を聞くこととするかについては、各大学の実情等を踏まえて学長が判断することとされております。

今般の下関市立大学におけます特別支援教育特別専攻科の設置や専攻科を担当する教員の採用が、同大学におけます教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものに当たるかどうかについては、同大学におきまして判断されるものでございまして、その説明責任も同大学にあるというふうに考えております。

それから、続きまして、お尋ねの教育研究審議会の審議についてでございますが、地方独立行政法人法第七十七条第三項におきましては、教育研究に関する重要事項を審議する機関を置くものとするとしてされておりますが、その構成員、組織、審議事項等については、できる限り設立団体の判断に委ねるべきであるという点を勘案いたしまして、各公立大学法人の定款において定めることとしております。

下関市立大学から説明を聴取しましたところ、同大学の定款では、理事長は教員の人事や教育課程の編成にかかわる方針等に関する事項について決定しようとするときは、教育研究審議会の議を経るものとするとしてされております。

教育研究審議会の招集を複数回試みましたが、委員の審議拒否があり、定数等を充足せず、審議会は開催されなかったため、教育研究審議会の議を経たものとみなして理事長として決定したとのことでした。

このような場合に、教育研究審議会の議を経たものとみなすかどうかについては、同大学において判断されるべきものでございまして、その説明責任も大学にあるというふうに考えております。文科省といたしましては、まずは大学において、大学執行部と教員組織との間で意思疎通を十分図りつつ、定款や学内規程などに基づく適正な手続がとられることが重要だと考えておりますが、大学からの説明を聴取しながら、引き続き、適切な大学運営がなされるよう必要な助言をしてまいりたいと考えております。

○日吉委員

総理にお伺いしたんですけれども。

今の話はちょっと事前に聞いているんですけれども、その教育研究審議会の審議を経ないというのは、反対しているからその審議に出ていないわけなんですね。定足数を満たさなくて流れているわけです。それを議があったということで承認されたというふうにみなして進めていくというのは、全くもってわからない、おかしい状況なんですね。

そんな中で、この市長さんというのは、安倍総理のもとと秘書をやられていた方だというふうに伺っております。その市長は、理事長を任命することもできますし、監事さんも任命することができます。

この監事さんは適法だと言っているんですけれども、外部の弁護士は違法だと言っているわけですね。市長、理事長、監事で一体となって強引に専攻科の新設を進めていき、教員も採用してしまったのではないかというようなことが疑われているわけです。

総理、これはまさか、この案件にかかわっていないですよ。総理、お願いします。

○安倍内閣総理大臣

正直申し上げて、今この御質問をいただいて、初めてそういうことが起こっているんだなということを承知をしたところでございますが、この前田市長がかつて私の秘書であったということにかかわらず、これは各大学の個別の意思決定でございますから、内閣総理大臣としてコメントすることは差し控えたいと思います。

関係者間で意思疎通を図りつつ、それぞれのルールに基づき、適正な手続を通じて行われることが重要であると考えております。

○日吉委員

適切なルールにのっとってというふうにおっしゃりましたけれども、今申し上げたように、ルールにのっとっていないわけなんですね。だからこそ、一旦その決定をやめて、もう一度手順に従って進めてください、これを文科大臣にお願いしていただだけませんか、総理。総理、お願いします。

○安倍内閣総理大臣

これは、下関の市立大学でございますから、そういう御議論は市議会でも行われるべきか、こう考えるところでございますが、いずれにいたしましても、総理大臣として文科大臣に指示するべきものではないんだろうと。また、コメントを差し控えたいと思いますが、繰り返しになりますが、関係者間で意思疎通を図りつつ、それぞれのルールに基づき適正な手続を通じて行われることが重要であると考えております。

○日吉委員

市立大学といたしましても、文科省の所管になっておりまして、実際に、文科省からは助言をしているんです。違法の可能性があるとというようなことで助言をしているわけです。だからこそ、助言ではなくて、実際にこれをやめていただく、これを総理は文科大臣に言っていただくということは別に何もおかしいことではないと思いますので、しっかりとそれは対応していただきたいなと思います。

続きまして、時間が余りなくなってきましたけれども、消費税の企業業績への影響に

についてお伺いしたいなと思います。

先ほど麻生大臣にもお伺いしましたが、消費税を増税することによって、もちろん消費者が消費税は負担するということにはなっています。しかし、企業にも影響があるのではないかと、このところをどのように、総理、考えられているのか、御答弁をお願いします。

○安倍内閣総理大臣

消費税については、我が国の企業収益は、一部に海外経済の減速による影響が見られるものの高い水準を維持しており、倒産件数についても、政権交代前より三割少ない、年間八千件台の低水準にある、こう考えております。

いずれの指標についても、現時点において、消費税率引上げによる大きな影響は見られてはおりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響も含めて、引き続きその動向を注視してまいりたいと思います。

○日吉委員

余り影響がないというようなお話ではございましたけれども、もう一度、それについてもしっかり検証していきたいなというふうに思っております。

あと、最後に、総理、せつかくなので、どうしてもお伺いしたかったことがあったので、聞かせていただこうと思うんですけれども。総理、よく任命責任は私にあるというふうにおっしゃられるんですけれども、責任というのは、その役職に当たってその役目を果たしていくという意味での責任というのがあると思うんですけれども、もう一つ、責任というのは、そのやった結果に対してペナルティーを受けるという、そういった、責任をとるという意味での責任があると思うんですね。

総理は、前者の責任を果たしていくということはよくおっしゃられますけれども、責任をとるということについて言及されていないと思うんです。これまで、任命責任は私にあると言っていましたが、それをどういった形でとるのか、とらないのか、これ、どういうふうにお考えになっているのか、教えてください。

○安倍内閣総理大臣

私も、総理であると同時に、国会議員であり、そして、国会議員として、議員の中から選出をされ、行政府の長としての総理大臣を務めているところでございます。

では、責任とは何かということについて言えば、我々は、国民の皆様に対して、選挙を通じて、こういう政策を行っていく、結果を出していくということをお約束するわけでございます。その結果において、例えば次の選挙において、国民にとって、ちゃんとその責任を果たしていないとなれば、その責任を選挙においてとられるということになるのではないかと、こう思うわけでございます。

国政に遅滞が生じることのないように、行政を前に進めることが国民の皆様に対する私は責任だろう、こう考えているところでございまして、お約束した政策の実現に専念をし、一つ一つの課題に結果を出していくことにおいて、その結果、その責任をしっかりと果たしていきたい、このように考えております。

○日吉委員

今、任命責任についてお伺いしたんですけれども、任命責任というのは、任命に当たって

適切な手続が行われているのかということでありまして、その任命手続に瑕疵があったかどうか、こういったことが、検討して、まず御自身で判断することが重要なのかなというふうに思います。

そういったときに、例えば、前経産大臣の金品の供与というのは、こういうのは以前からわかっていたことで、それにもかかわらず任命していたというようなことがあったら、それに重要な瑕疵があったんじゃないかというようなことが疑われるわけですね。そういったことを踏まえまして、御自身で責任の有無、これを御判断いただきたいなというふうに思っております。

質問時間が終わりましたので、終了させていただきます。ありがとうございました。